

有明海の再生に関する福岡県計画

平成 1 5 年 3 月

(令和 8 年 8 月改訂版)

福 岡 県

目 次

第1 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針	1
1 趣旨	1
2 計画目標	1
（1）有明海の環境の保全及び改善	1
（2）有明海における水産資源の回復等による漁業の振興	2
第2 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための施策	3
1 水質等の保全に関する事項	3
（1）汚濁負荷の総量の削減に資する措置	3
ア 生活排水対策等	3
（ア）下水道の整備	3
（イ）浄化槽の普及促進	4
（ウ）農業集落排水施設の整備	4
（エ）し尿処理施設の改善	4
イ 工場・事業場の排水対策	4
ウ 農業・畜産対策	5
エ その他の対策	5
（2）海域等の直接浄化対策	5
ア 漂流物の除去、海岸漂着物の処理等	5
イ 覆砂・しゅんせつ等による底質の改善	5
（3）その他	5
ア 有害化学物質等の規制及び把握等	5
イ 水質等の監視測定	6
2 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項	6
3 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項	6
（1）河川における流況の調整	6
（2）河川における土砂の適正な管理	6
4 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項	6
（1）河川の整備に関する事項	6
（2）海岸の整備に関する事項	7
（3）港湾の整備に関する事項	7
（4）漁港の整備に関する事項	7
5 森林の機能の向上に関する事項	7
6 漁場の生産力の増進に関する事項	7
（1）覆砂、たい積物の除去、耕うん等	7
（2）海浜の清掃	8
7 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項	8
（1）増殖の推進	8
ア 種苗の放流等	8
イ 広域的な母貝集団ネットワークの形成	8
ウ 資源管理の推進	8
（2）養殖の推進	8
ア 漁場環境に配慮した養殖の推進	8
イ 酸処理剤（活性処理剤）の適正な使用等	9
ウ 赤潮の防除技術の開発等	9

（３）漁場の施設整備	9
ア 魚礁の整備	9
イ 増養殖施設等の整備	9
８ 有害動植物の駆除に関する事項	9
９ 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項	9
（１）海域の環境の保全及び改善に関する事項	9
ア 開発行為に当たっての配慮	9
イ 自然公園等の保全	10
ウ 希少種等生物多様性の保全	10
エ 海砂利採取に当たっての配慮	10
（２）漁業の振興に関する事項	10
ア 共同利用施設の整備	10
イ 生活環境の整備	10
ウ 赤潮等の漁業被害に係る支援等	10
（３）県計画達成のための配慮	11
ア 施策の積極的推進	11
イ 施策の実施状況及びその効果の把握	11
ウ 計画推進のための関係機関との連絡調整	11
（４）知識の普及と情報開示	11
ア 環境保全思想の普及及び住民参加の推進	11
イ 環境教育・環境学習の推進	11
ウ 情報提供、広報の充実	12

第３ 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する調査研究

１ 調査研究の実施	13
（１）干潟と海域の環境との関係に関する調査研究	13
（２）潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究	13
（３）流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究	13
（４）流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究	13
（５）赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究	13
（６）赤潮の防除及び予察技術の開発	13
（７）環境と水産資源との関係に関する調査研究	14
（８）その他海域の環境に関する調査研究	14
（９）その他水産資源に関する調査研究	14
２ 調査研究体制の整備等	14
（１）調査研究体制の整備	14
（２）研究開発の推進と成果の普及	14
（３）研究者の養成等	14

第４ 事業の実施

１ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業（別表１）	16
２ 海域の環境の保全及び改善に関する事業（別表２）	20
３ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業（別表３）	22
４ 漁場の保全及び整備に関する事業（別表４）	26
５ 漁業関連施設の整備に関する事業（別表５）	28

第1 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

この計画は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成14年法律第120号）第4条の規定に基づき、国が基本方針を定め、これを受けて第5条の規定に基づく本県の区域（同法第2条第1項に規定する有明海及び同条第5項に規定する関係県の区域のうち本県の区域をいう。）において、有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し、実施すべき施策について定める。

1 趣旨

有明海は福岡、佐賀、長崎及び熊本の4県に囲まれ、発達した干潟には貝類や甲殻類をはじめ有明海固有の生物が多数生息し、古くからアサリ、タイラギ、サルボウ等の採貝漁業やエビ、カニ、ウシノシタ等を対象とした漁船漁業等、干潟浅海漁場を利用した多様な漁業が行われている。また、昭和28年の大洪水によるアサリ等の貝類の不漁を転機として、大きな干満差と河川から流入する栄養塩を利用した支柱式のノリ養殖が行われるようになり、現在では全国屈指の生産地となっている。

しかし、自然環境や社会情勢等の変化に伴い、有明海の水質、底質等の環境や海底地形の変化等が見られる中、ノリ養殖において安定的な生産が確保できなくなった他、アサリやタイラギ等の水産資源が減少する等、海面漁業生産は減少を続けている。このような現状にかんがみ、豊かな有明海を復活、再生することを目的に、国と本県をはじめとする有明海沿岸4県と大分県が共同して海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するために、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第5条に基づき県計画を策定する。

2 計画目標

有明海を再生するためには、海域を共有する関係県が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要である。そのため策定された国の基本方針に基づき次のとおり県の目標を定める。

（1）有明海の環境の保全及び改善

- ア 水質環境基準が未達成の水域については、これを達成するための積極的な汚濁負荷量の低減、また達成されている水域は、その状態の将来にわたる維持。
- イ 赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復。
- ウ 水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないような保全、また必要に応じた修復・造成。

（２）有明海における水産資源の回復等による漁業の振興

- ア ノリ養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種の安定的かつ持続的な生産。
- イ ノリ養殖については、漁場収容力に応じた適正な漁場利用。
- ウ アサリ、タイラギ等貝類資源の減少原因の究明と生産量の回復。
- エ エビ・カニ類、ウシノシタ等の魚類及びエツ、アゲマキ等有明海特産種の資源の維持・回復。

第2 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための施策

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成29年3月の委員会報告も参考にするとともに、関係者の連携や合意形成を図り、順応的に取り組むことに留意しながら、次の再生のための方策に取り組む。

1 水質等の保全に関する事項

本県水域においては、COD及び全窒素はほぼ環境基準に適合して推移しており、また、全りんについては、最近5年では環境基準値近くまで低下しているものの基準値をわずかに超える値で推移している。

このことから、有明海の水質等の保全及び改善のために次の施策を総合的に実施していく。

(1) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

ア 生活排水対策等

生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、市町村等と協力しながら下水道の整備を一層促進するほか、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の各種生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、必要に応じて生活排水処理施設の窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の導入を促進するとともに、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策に努める。

生活排水により汚濁が著しい河川等の流域については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、その対策を推進する。

(ア) 下水道の整備

有明海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量削減及び富栄養化防止対策としての下水道の整備は、極めて重要である。

有明海地域における下水道の整備は、平成13年度末では、宝満川浄化センターほか9か所の終末処理場が供用され、処理人口は25万5千人、その処理人口普及率は25%であったが、令和6年度末では、宝満川浄化センターほか17か所の終末処理場が供用され、処理人口は61.7万人、その処理人口普及率は69%となっている。

今後においても有明海の水質保全を図るうえで下水道の整備が特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から有明海関連流域別下水道整備総合計画を基に関係市町と協議を進め、下水道整備の推進に努める。

(イ) 浄化槽の普及促進

再生計画対象市町村における合併処理浄化槽の整備状況は、平成13年度末で約4万2千基、令和6年度末で約6万9千基となっている。今後とも再生計画対象市町村における浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進事業に対する交付金・補助金制度を活用し、人口密度等地域の特性に応じた効果的な整備促進に努める。

なお、浄化槽については、安定した性能の維持及び放流水質の向上を図るため、「浄化槽法」、「建築基準法」、「福岡県浄化槽法施行細則」等に基づき、適正な設置及び維持管理の指導強化を図る。

また、閉鎖性水域における窒素等による水質汚濁を防止するという観点から、必要に応じて高度処理型浄化槽の導入を指導する。

(ウ) 農業集落排水施設の整備

平成13年度末における農業集落排水施設は7市町17地区、処理人口2万人で整備された。令和6年度末においては8市町26地区、処理人口3万7千人まで整備が進んでいる。(うち、供用開始は26地区)

今後も地域の特性を考慮し、農業集落排水施設の適正な維持管理に努める。

(エ) し尿処理施設の改善

令和6年度末におけるし尿処理施設の整備状況は、11施設1,495k1/日であり、今後とも適正な維持管理の指導強化を図る。

イ 工場・事業場の排水対策

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準が適用される特定事業場に対しては、立入検査等を実施のうえ、同法に基づく措置及び指導を行うことにより、排水処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。

排水基準が適用されない小規模な特定事業場に対しては、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導を行う。

また、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、国の定めた基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定し、汚濁物質の規制強化を図っているが、環境基準の達成状況を勘案しながら、上乗せ排水基準の見直し等、汚濁負荷削減方策の検討を行う。

さらに、福岡県環境保全施設等整備資金融資制度等を活用し、中小企業者等の公害防止施設の整備を促進する。

ウ 農業・畜産対策

化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減する農業を推進することにより、農業排水中の窒素及びりんによる負荷量の低減に努める。

農業水利施設等の整備については、適切な工法の採用により環境への負荷の低減を図る。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用のために必要な機械施設の整備を促進し、畜産経営に起因する環境問題の発生防止を図る。

エ その他の対策

河川の直接浄化施設については適正に維持管理するとともに、必要に応じて施設改良を実施する。

(2) 海域等の直接浄化対策

ア 漂流物の除去、海岸漂着物の処理等

海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、調査観測兼清掃船等による回収処理を推進するとともに、海面、海浜におけるごみ等の投棄に対する取締の強化、海浜清掃の実施及び港や河川敷等における屋外焼却等不適正処理の防止を図る。併せて、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じ海面・海浜の美化意識の向上に努める。また、近年頻発する豪雨等に伴い発生する漂流・漂着ごみの円滑かつ迅速な処理を推進する。さらに、廃プラスチック等の漂流・漂着ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努める。

また、河川から流入するごみを低減するため、流域市町村や流域住民と連携して河川等における清掃活動及び広報・啓発活動を実施する。

イ 覆砂・しゅんせつによる底質の改善

浮泥や泥等がたい積し、有用生物の生息に適さない海域においては、夏場の貧酸素水塊の解消や干潟浄化機能を回復させるために、覆砂やしゅんせつ等の対策を推進する。また、必要に応じて海底の耕うん等を検討する。

(3) その他

ア 有害化学物質等の規制及び把握等

公共用水域における有害物質等の状況を把握するため、健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）、要監視項目（平成5年環水管第21号水質保全局長通知）及びダイオキシン類について常時監視等を行う。また、特定施設に係る設置等届出制度の適切な運用や、立入検査の実施及びその結果に基づく必要な措置・指導を行うこと等により、環境基準の達成維持を図る。

なお、有害性のある化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握

等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき排出量の把握、管理を促進する。

イ 水質等の監視測定

有明海の水質保全対策の実効を期すには、関連区域における公共用水域水質測定計画に基づく水質等の監視観測を継続的に実施することが必要である。このため、有明海福岡県地先海域 11 地点、有明海流入河川 40 地点及びダム湖 2 地点の環境基準点において、国土交通省、独立行政法人水資源機構、久留米市及び県で分担のうえ常時監視に努める。

また、陸域から有明海に流入する汚濁負荷状況の把握を目的に、工場・事業場及び面源等の発生汚濁負荷量調査を行う。

2 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

有明海においては、干潟等が、水鳥類の渡りの中継地等として、また、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場として生物多様性を保全する機能を有するとともに、海域の水質浄化機能という重要な役割を果たしていることにかんがみ、保護水面の指定等を通じ極力その保全に努める。

干潟や浅海域の変化の状況に応じて、土砂等を活用した適切な修復で干潟等を造成することにより、良好な生態系の回復を図る。

3 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

(1) 河川における流況の調整

下流域の流況に応じ、ダムの目的に支障のない範囲において、ダムの貯留水を利用した河川の流況調整に努める。なお、日向神ダムにおいても、目的に支障のない範囲での弾力的管理試験等により、引き続き河川の流況調整に努める。

また、渇水時の河川流況改善のため、不特定用水確保などの対策を推進する。

(2) 河川における土砂の適正な管理

有明海に流入する河川においては、関係機関と連携を図り、土砂の移動の状況等を必要に応じて把握するとともに、河川管理の実情を考慮しつつ、原則として砂利採取の制限を図る。また、土砂移動の実態を踏まえ、河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

4 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

(1) 河川の整備に関する事項

有明海に流入する河川においては、公共用水域水質測定計画に基づき水質調査を継

続的に実施する。また、河川の自浄能力の維持や生態系の保全に配慮した河川整備に努める。

(2) 海岸の整備に関する事項

過去にその背後地域が高潮による被害を受けている有明海は、貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息、生育の場でもあることから、公衆の海岸の適正な利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ、海岸保全施設の整備に努める。

(3) 港湾の整備に関する事項

有明海に面する三池港、大牟田港、若津港においては、周辺海域の環境の保全に配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。また、緑地等の整備による港湾環境の改善を推進する。なお、港湾事業及び航路しゅんせつに伴い発生するしゅんせつ土砂のうち、浅海域の保全・再生に適した土砂は事業の採算性を考慮して可能な限り利用する。

(4) 漁港の整備に関する事項

河川内漁港については、土砂による航路や泊地の埋没で、出漁時間や操業時間が制限される等、漁業活動に支障が出ないように航路、泊地の整備を行う。さらに、生活排水やノリ加工排水等の共同処理施設の整備により漁村生活の環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に努める。

5 森林の機能の向上に関する事項

福岡県農林水産振興基本計画に基づき、造林、保育、林道の整備等の計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策、併せて漁場保全のための森づくりを推進するとともに、地域住民や漁業者等との連携による県民参加の森林づくり等を推進し、関係県との連携を図りながら、有明海に流入する河川流域の森林の公益機能の持続的発揮に努める。

6 漁場の生産力の増進に関する事項

有明海における漁場の生産力を増進するために、次の措置を講じ、漁場環境の改善に努める。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、指定地域内の状況の違いに十分配慮しつつ、水産動物の種苗放流等の関連事業との連携や関係各県間との連携を十分図る。

(1) 覆砂、たい積物の除去、耕うん等

有明海において、浮泥や泥のたい積により底質環境が悪化した干潟、浅海域においては、覆砂による漁場の底質改善や干潟の造成を行い、アサリ、タイラギ、クルマエビ等の着底及び生育に適した環境を整備する。また、必要に応じて、しゅんせつ、作

れい、耕うん等による漁場環境の改善を図る。

（２）海浜の清掃

海浜に集積する流木や、空き缶、プラスチック等のごみ等については、有明海沿岸４県クリーンアップ事業により、漁業者自ら、またボランティア等の協力も得ながら回収し、漁場環境の保全を図る。

７ 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海における水産資源の増殖及び養殖を推進するために、指定地域内の状況の違いに十分配慮しつつ、関係各県間で十分な協議・連携を図りながら実施する。

（１）増殖の推進

ア 種苗の放流等

貝類等の種苗生産技術や効果的な放流方法等の調査、研究を通して効率的な種苗放流を促進するとともに、漁場環境の整備や適正な漁業管理の実践等に取り組み、資源の回復に努める。特にクルマエビについては有明海沿岸４県での共同放流事業に取り組んでおり、効率的な共同利用を促進する。また、資源低下の著しいタイラギ等の貝類資源については国、関係県と協調した減少要因の調査や移植試験等により効率的な資源回復を図る。

イ 広域的な母貝集団ネットワークの形成

二枚貝の資源回復を図るため、浮遊幼生の移動ネットワーク等の把握、母貝生息適地の保全・再生等により、広域的な母貝集団ネットワークの形成を図る。

ウ 資源管理の推進

アサリ、タイラギ、クルマエビ等の資源動向や漁業実態の把握に努めると共に、種苗放流や漁場整備により資源回復に努める。特にガザミについては、現在実施している種苗放流による増殖や漁場環境の回復状況を踏まえて、関係県との連携を図りながら適正な資源管理を促進する。

（２）養殖の推進

ア 漁場環境に配慮した養殖の推進

「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を通して、適正な漁場行使や環境に配慮した養殖管理指導を行う。また、河川水の影響を受けやすい河口漁場に適した低塩分に強い品種の普及及び低栄養・高水温等の環境変化に適応した品種の開発を行う。

イ 酸処理剤（活性処理剤）の適正な使用等

酸処理（活性処理）はノリ養殖の補助的な養殖技術として位置付け、極力使用量の削減に努めるとともに、使用する場合は福岡有明海漁業協同組合連合会が指定した「適格性を有する酸処理剤（活性処理剤）」に限定することはもちろん、使用回数、使用期間等実施要領を遵守するよう指導する。また、残液については全量回収し、陸上での適正処理を促進するとともに、監視体制を強化する。

ウ 赤潮の防除技術の開発等

赤潮については、モニタリング体制の強化、有害赤潮の発生予察技術の開発、防除技術の開発等の推進により、被害の軽減を図る。

（３）漁場の施設整備

漁場の生産力をより向上させ、資源の増加を図る観点から、覆砂等により漁場整備を推進する。また、事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進などの取組みと十分な連携を図る。

ア 魚礁の整備

生産性が高い漁場を造成するため、有明海の海域特性を考慮した魚礁等の整備を推進する。

イ 増養殖施設等の整備

クルマエビ、ガザミ等の栽培漁業を推進するために、種苗生産や中間育成施設の整備を推進する。

８ 有害動植物の駆除に関する事項

ナルトビエイ等による食害が有明海の重要な二枚貝類等の資源減少の大きな要因になっているとみられることから、これら有害動植物について、発生状況等のモニタリング、漁業者等への関係情報の周知、駆除等を行う。

９ 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項

（１）海域の環境の保全及び改善に関する事項

ア 開発行為に当たっての配慮

「環境影響評価法」及び「福岡県環境影響評価条例」の対象事業については、環境影響評価の審査を通じて、事業者による環境への影響の回避・低減又は代償措置等の適切な実施を促す。

また、「福岡県環境保全に関する条例」の対象事業については、許可・届出等の際

しての生活環境や自然環境の保全の見地からの審査を踏まえ、必要に応じて事業者に対して生活環境に係る許可条件を付したり、自然環境の保全に係る助言又は勧告を行うことにより、環境の保全を推進する。

イ 自然公園等の保全

有明海に流入する河川の流域に位置する耶馬日田英彦山国定公園、太宰府、筑後川、矢部川の各県立自然公園、鳥屋山自然環境保全地域については、関係法令に基づく規制の徹底により、これらの地域の自然環境が適正に保全されるよう努める。

ウ 希少種等生物多様性の保全

有明海には固有種や希少種の生息・生育の場が存在していることから、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき希少種及びその生息・生育環境の保全に努めることで、生物多様性の保全を促進する。

エ 海砂利採取に当たっての配慮

現在、有明海本県海域における海砂利採取は行われていないが、今後とも許可しない方針とする。

(2) 漁業の振興に関する事項

ア 共同利用施設の整備

各漁家毎に整備されているノリ加工機械等については、生産コストを上昇させる要因であり、排水処理や騒音、異臭等の生活環境上問題となっている場合があるため、ノリ加工団地として集約し、道路、上水道、海水取水、廃棄物処理、排水等の共同施設を集中的、効率的に整備する。また、漁船漁業については、集出荷施設等の設置を促進する。

イ 生活環境の整備

ゆとりと魅力ある漁業、漁村づくりを行うため、共同作業や協業化、また、高齢化に対応した機械化による労働条件の改善を促進し、防災面から見た道路状況の改善等を図る。

ウ 赤潮等の漁業被害に係る支援等

赤潮等による漁業被害の発生に備え、漁業共済制度への加入を促進するとともに、漁業被害が発生した場合においては必要な資金の確保またはその融通の斡旋に努め、被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずる。

（３）県計画達成のための配慮

ア 施策の積極的推進

有明海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図る。

イ 施策の実施状況及びその効果の把握

有明海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。このため、計画した諸施策を積極的に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を把握し、施策の効果的な実施を図る。

ウ 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、国、県、関係市町村が一体となって積極的に推進していくことが重要である。

このため、これらの関係機関は緊密な連携を保ち、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図る。

（４）知識の普及と情報開示

ア 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

有明海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期するためには、国、県、関係市町村、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、有明海地域の住民や民間団体及び有明海を利用する人々の協力が得られるよう理解促進に努める。

このため、県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等の各種広報手段を通じ、あるいは各種啓発事業において、有明海の環境保全についての正しい認識を広めるよう努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制等環境保全に向けた取組みについて、ボランティア団体等による住民参加の推進に努める。

また、各種施策の実施に当たっては、情報の提供等により、透明性を確保し、その実施状況、効果等の適切な把握・評価に努める。

イ 環境教育・環境学習の推進

有明海の環境保全についての正しい認識と理解を深め、自主的積極的な環境保全行動を促進するために、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携のもと、地域の自然、歴史や文化を生かした体験的な環境教育・環境学習を推進することが必要である。

このため、水辺教室等の体験的な環境教育を市町村と協力しながら実施する。

また、環境教育副読本の配布等を行うことで、学校教育における環境教育を推進する。

ウ 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、県のホームページを活用し、情報提供を進めるとともに、啓発用冊子等の配布を通じて、有明海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めているところであり、今後ともこれらの施策を積極的に推進する。

第3 有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する調査研究

水産海洋技術センターをはじめとして、保健環境研究所、農業総合試験場、森林林業技術センター等において、現在、有明海におけるノリ養殖安定対策、貝類の資源変動の解析、汚濁機構の究明と負荷の低減及び保全施策効果に関する調査研究等を行っている。

今後は、研究機関相互の緊密な連携とともに、共同研究事業の検討を行い、また、国、独立行政法人、大学、地方公共団体、民間関係機関等とも連携を図りながら、地域や季節によって状況が大きく異なる有明海の特性に対応した調査研究及び技術の開発に努める。

1 調査研究の実施

有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次の調査研究を実施する。

(1) 干潟と海域の環境との関係に関する調査研究

干潟等に生息する生物が有する水質浄化能力、浮泥のたい積と底質の変化等干潟と海域の環境との関係に関する調査研究を行う。

(2) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究

潮流、潮汐等の実態を把握し、その海域全体の環境に与える影響に関する調査研究を行う。

(3) 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

陸域から有明海に流入する汚濁負荷量を把握し、汚濁負荷量の変化が海域に与える影響及び汚濁負荷の効果的な削減手法に関する調査研究を行う。

(4) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

有明海に流入する河川の流況を把握し、その変化と海域の環境の関係に関する調査研究を行う。

(5) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構等に関する調査研究

有明海において発生する赤潮の原因となる有害プランクトン等の特性に関する調査研究を進める。また、赤潮及び貧酸素水塊の発生状況を把握し、これらの発生機構の解明や被害軽減方策に関する調査研究を行う。

(6) 赤潮の防除及び予察技術の開発

赤潮の原因プランクトンの特性等に基づき予察技術を開発するとともに、物理、化

学及び生物学的手法による防除技術を開発する。

(7) 環境と水産資源との関係に関する調査研究

有明海の環境変化がノリ養殖や二枚貝等の生物生産に及ぼす影響や、栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係に関する調査研究を進める。

また、下水処理水質の能動的管理による栄養塩類等について、河川及び海域における挙動を把握し、水環境や漁場への効果及び影響に関する調査研究を行う。

(8) その他海域の環境に関する調査研究

海域の直接浄化及び干潟等の造成手法の確立等に関する調査を進める。また、沿岸域の生態系に関する基礎的情報に関する調査研究を行う。

(9) その他水産資源に関する調査研究

漁場環境監視体制の確立を進めるとともに、主要魚種等について再生産の場等の科学的知見の基礎となる調査のほか、二枚貝の着底機構や着底後の減耗要因、二枚貝の広域的な母貝集団ネットワークの形成、魚類等の再生産機構等に関する調査研究を進める。

2 調査研究体制の整備等

(1) 調査研究体制の整備

有明海の再生に係る総合的な調査研究を円滑に実施していくためには、国、関係県はもとより大学等の研究機関、市町村等との連携・協力を強化する必要がある。このため、基本方針に基づき設置される相互の連携、役割分担等を協議する場に積極的に参加するとともに、研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースの構築にも積極的に参加し、調査研究体制の充実強化を図る。

(2) 研究開発の推進と成果の普及

調査研究の成果等のデータベースを活用することにより、情報の共有化、情報収集の効率化を図るとともに、共同研究を積極的に行うことにより、研究開発の高度化・効率化を推進する。また、水産海洋技術センターのホームページや研修会を活用し、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図る。

(3) 研究者の養成等

研究者の調査研究能力の向上を図ることを目的に、研修やシンポジウム等の活用を図り、人材育成に努める。

第4 事業の実施

「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第5条第2項第3号に掲げる各項目について、平成14年度以降実施し、又は実施を予定している事業は以下のとおりである。

なお、今後、財政状況や事業の実施状況をみながら、事業の内容や採択の要否も含めてさらに検討し、必要に応じて見直すものとする。

1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

別表1のとおり

2 海域の環境の保全及び改善に関する事業

別表2のとおり

3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

別表3のとおり

4 漁場の保全及び整備に関する事業

別表4のとおり

5 漁業関連施設の整備に関する事業

別表5のとおり

1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

(1) 流域下水道事業

事業名	事業概要(全体計画)	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
宝満川流域下水道事業	全体計画処理人口 50,890人	筑紫野市 小郡市	福岡県	S59～	国土交通省
	全体計画処理面積 1,138ha				
	全体計画汚水量 19,666m ³ /日				
宝満川上流流域下水道事業	全体計画処理人口 39,330人	筑紫野市 太宰府市 筑前町 (旧 夜須町)	福岡県	H5～	国土交通省
	全体計画処理面積 1,549ha				
	全体計画汚水量 16,318 m ³ /日				
筑後川中流右岸流域下水道事業	全体計画処理人口 62,070人	朝倉市 (旧 甘木市) 小郡市 大刀洗町	福岡県	H6～	国土交通省
	全体計画処理面積 2,667 ha				
	全体計画汚水量 24,200m ³ /日				
矢部川流域下水道事業	全体計画処理人口 61,510人	八女市 (旧 八女市) 筑後市 広川町 みやま市 (旧 瀬高町)	福岡県	H9～	国土交通省
	全体計画処理面積 2,458ha				
	全体計画汚水量 27,674m ³ /日				

(2) 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

事業名	事業概要(全体計画)		事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
	整備人口 整備面積	計画汚水量 (m ³ /日)				
大牟田市公共下水道事業	92,500人 2,957ha	40,700	大牟田市	大牟田市	S32～	国土交通省
久留米市公共下水道事業	269,400人 5,965ha	131,300	久留米市 (旧 久留米市、北野町、三瀬町、城島町)	久留米市 (旧 久留米市、北野町、三瀬町、城島町)	S42～	国土交通省
朝倉市公共下水道事業 (筑後川中流右岸流域関連)	20,220人 888ha	8,900	朝倉市 (旧 甘木市)	朝倉市 (旧 甘木市)	H7～	国土交通省
八女市公共下水道事業 (矢部川流域関連)	19,300人 916ha	9,207	八女市 (旧 八女市)	八女市 (旧 八女市)	H10～	国土交通省
筑後市公共下水道事業 (矢部川流域関連)	23,810人 809ha	10,823	筑後市	筑後市	H10～	国土交通省
大川市公共下水道事業	18,900人 1,240ha	8,900	大川市	大川市	H11～	国土交通省
小郡市公共下水道事業 (宝満川・筑後川中流右岸流域関連)	53,920人 1,769ha	19,900	小郡市	小郡市	S60～	国土交通省
筑紫野市公共下水道事業 (宝満川・宝満川上流流域関連)	45,993人 1,356ha	18,388	筑紫野市	筑紫野市	S59～	国土交通省

1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

(2) 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

事業名	事業概要(全体計画)		事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
	整備人口 整備面積	計画汚水量 (m ³ /日)				
筑前町公共下水道事業	9,010人 374ha	5,700	筑前町 (旧 三輪町)	筑前町 (旧 三輪町)	H3～	国土交通省
筑前町公共下水道事業 (宝満川上流域関連)	13,850人 622ha	4,200	筑前町 (旧 夜須町)	筑前町 (旧 夜須町)	H6～	国土交通省
大刀洗町公共下水道事業 (筑後川中流右岸流域関連)	12,550人 567ha	4,600	大刀洗町	大刀洗町	H7～	国土交通省
広川町公共下水道事業 (矢部川流域関連)	12,600人 440ha	4,690	広川町	広川町	H11～	国土交通省
みやま市公共下水道事業 (矢部川流域関連)	5,900人 292ha	2,986	みやま市 (旧 瀬高町)	みやま市 (旧 瀬高町)	H12～	国土交通省
柳川市公共下水道事業	14,500人 706ha	7,400	柳川市 (旧 柳川市、三橋町)	柳川市 (旧 柳川市、三橋町)	S56～	国土交通省
朝倉市特定環境保全公共下水道事業 (朝倉処理区)	4,840人 319ha	2,500	朝倉市	朝倉市	H4～	国土交通省
うきは市特定環境保全公共下水道事業 (吉井処理区)	10,500人 595ha	7,100	うきは市 (旧 吉井町)	うきは市 (旧 吉井町)	H7～	国土交通省
うきは市特定環境保全公共下水道事業 (浮羽処理区)	7,800人 513ha	5,100	うきは市 (旧 浮羽町)	うきは市 (旧 浮羽町)	H8～	国土交通省
朝倉市特定環境保全公共下水道事業 (秋月処理区)	690人 50ha	600	朝倉市	朝倉市	H15～	国土交通省
久留米市公共下水道事業	13,300人 516ha	6,100	久留米市 (旧 田主丸町)	久留米市 (旧 田主丸町)	H15～	国土交通省
太宰府市特定環境下水道事業 (宝満川上流流域関連)	250人 46ha	88	太宰府市	太宰府市	H21～	国土交通省

(3) 合流式下水道緊急改善事業

事業名	事業概要(全体計画)		事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
	整備人口	整備面積				
合流式下水道緊急改善事業	22,800人	326ha	大牟田市	大牟田市	H16～H20	国土交通省

1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

(4) 浄化槽の整備

事業名	計画処理人口* ¹ (R7年度末)	対象市町村	所管省庁
公共浄化槽等整備推進事業	32,275人 * ²	久留米市、柳川市、八女市、大川市、うきは市、朝倉市、 みやま市、東峰村、大刀洗町 [7市1町1村] ※上記市町村のうち、H29～R7年度に該当事業を実施する 市町村は、久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市[4市]	環境省
浄化槽設置整備事業	131,362人 * ³	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、小郡市、筑紫野市、うきは市、朝倉市、みやま市、 筑前町、東峰村、大木町、広川町 [11市3町1村]	環境省
県合計	163,637人		

- * 1 「福岡県汚水処理構想」(H29.3)における再生計画対象市町村の平成37年度末の浄化槽処理人口(計画処理人口)を計上。
- * 2 公共浄化槽等整備推進事業以外の事業で整備された公設浄化槽(例: 公営住宅の浄化槽)の処理人口を含む。
- * 3 民間設置の浄化槽の処理人口を含む。

1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

(5) 農業集落排水施設の整備

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
広瀬・小田地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=12.7km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 1,890人	みやま市 (旧 瀬高町)	みやま市 (旧 瀬高町)	H9～14	農林水産省
朝倉地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=23km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 3,120人	朝倉市 (旧 朝倉町)	朝倉市 (旧 朝倉町)	H10～14	農林水産省
宮野地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=15.2km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 1,430人	朝倉市 (旧 朝倉町)	朝倉市 (旧 朝倉町)	H11～15	農林水産省
柴刈地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=19.2km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 3,360人	久留米市 (旧 田主丸町)	久留米市 (旧 田主丸町)	H11～15	農林水産省
山口地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=18.7km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 2,140人	筑紫野市	筑紫野市	H12～17	農林水産省
弓掛地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=2.7km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 170人	八女市 (旧 黒木町)	八女市 (旧 黒木町)	H13～16	農林水産省
蜷城地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=27.8km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 2,490人	朝倉市 (旧 甘木市)	朝倉市 (旧 甘木市)	H15～20	農林水産省
長谷山地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=2.6km 計画人口 221人	朝倉市 (旧 甘木市)	朝倉市 (旧 甘木市)	H15～17	農林水産省
富本・隈・西郷地区団体営農業集落排水事業	管路工 L=13.9km 汚水処理施設 1箇所 計画人口 2,230人	久留米市 (旧 田主丸町)	久留米市 (旧 田主丸町)	H22～26	農林水産省

注) 管路工は、本事業＋関連事業 施工延長分

2 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
海洋環境整備事業	調査観測兼清掃船による浮遊ごみ回収及び環境調査 (事業対象海域3, 728Km ²)	有明海等海域	国	H14～	国土交通省
国営施設機能保全事業 (筑後川下流福岡地区)	除塵機を含む排水機場の長寿命化対策 (雑物流出防止)	筑後川・矢部川 流域	農林水産省	H29～	農林水産省
県営排水対策特別事業	湛水被害解消のための、除塵機を含む排水機場の整備 (雑物流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
湛水防除事業	湛水被害解消のための、除塵機を含む排水機場の整備 (雑物流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
農業水利施設保全対策事業	農業水路、除塵機を含む排水機場の長寿命化対策 (水路法面崩壊による土砂流出防止・雑物流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営農村総合整備事業	農業水路(農用排・農集排)の整備 (水路法面崩壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	農業水路(農用排・農集排)の整備 (水路法面崩壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営ため池等整備事業(一般)	老朽化したため池の整備 (堤体決壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営ため池等整備事業(用排水)	老朽化した農業水利施設の整備 (水路法面崩壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営ため池等整備事業(河川応急)	老朽化した農業水利施設の整備 (河川法面崩壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
地すべり対策事業	農地を保全する地すべり防止施設の整備 (地すべりによる土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
県営防災ダム事業	老朽化した洪水調節用ダムの整備 (堤体決壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省

2 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
災害に強いため池等整備事業	農業水利施設の整備 (水路法面崩壊による土砂流出防止・雑物流出防止等)	筑後川・矢部川 流域	福岡県	R5～	農林水産省
団体営ため池等整備事業	老朽化したため池の整備 (堤体決壊による土砂流出防止)	筑後川・矢部川 流域	市町村	R5～	農林水産省
団体営農業水利施設整備事業費	農業水路、除塵機を含む排水機場の長寿命化対策 (水路法面崩壊による土砂流出防止・雑物流出防止)	筑後川・矢部川 流域	市町村	R5～	農林水産省

注) 筑後川・矢部川流域は、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、八女市、みやま市、小郡市、筑紫野市、太宰府市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、東峰村

3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

(1) 河川の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	所管省庁
河川改修事業	筑後川等において、多自然川づくり等の考え方にに基づき、河川の自浄能力の維持や生態系の保全に配慮した河川整備を実施	筑後川等	国土交通省 福岡県	国土交通省

(2) 海岸の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
直轄海岸保全施設整備事業 (高潮対策) 有明海東部地区	海岸保全施設の防災機能の強化を図ることにより、高潮、波浪、地震等の自然被害から背後地の農地や宅地等を防護し、併せて国土の保全を図ることを目的として海岸整備を実施 堤防工 L= 14,748m 消波工 L= 6,980m	大牟田市、みやま市 (三池海岸) 柳川市 (大和海岸、昭代海岸)	国	H5～R2	農林水産省
海岸高潮対策事業	柳川海岸などにおいて、高潮・高波被害から背後地の生命・財産などを防護することを目的として海岸整備を実施	柳川海岸(柳川市) 高田海岸(みやま市) 三池港海岸(大牟田市)	福岡県	S43～R11	国土交通省

(3) 港湾の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
港湾改修事業	泊地浚渫土の有効利用	大牟田市 (三池港)	福岡県	H22～29	国土交通省
港湾整備事業 (実施設計調査)	現地土砂の活用による海域環境改善に関する実施設計調査	大牟田市 (三池港)	国	H17～20	国土交通省
予防保全事業	航路浚渫土の有効利用	大牟田市 (三池港)	国	H30～	国土交通省
港湾整備事業	航路維持浚渫土の有効利用	大牟田市 (大牟田港)	福岡県	H12～	国土交通省
港湾整備事業	航路・泊地維持浚渫土の有効利用	大牟田市 (三池港)	福岡県	H24～	国土交通省

(4) 漁港の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
沖端地区広域漁港整備事業	物揚場 L=2,209m 船揚場 L=37m 航路浚渫 V=50,000m ³	柳川市 (旧 柳川市) (沖端漁港)	福岡県	H14～23	水産庁
上新田地区漁港漁場機能高度化事業	物揚場 L=21m	大川市 (上新田漁港)	大川市	H15	水産庁
新田地区漁港漁場機能高度化事業	物揚場 L=31m	大川市 (新田漁港)	大川市	H15	水産庁
久間田地区漁港漁場機能高度化事業	サンドポケット L=0m 泊地浚渫 V=29,300m ³	柳川市 (旧 柳川市) (久間田漁港)	柳川市 (旧 柳川市)	H15～16	水産庁
両開地区漁港漁場機能高度化事業	航路浚渫 V=47,200m ³	柳川市 (旧 柳川市) (両開漁港)	柳川市 (旧 柳川市)	H15～16	水産庁
皿垣開地区漁港漁場機能高度化事業	航路浚渫 V=37,100m ³	柳川市 (旧 大和町) (皿垣開漁港)	柳川市 (旧 大和町)	H15～16	水産庁
江浦地区漁港漁場機能高度化事業	泊地浚渫 V=23,500m ³	みやま市 (旧 高田町) (江浦漁港)	みやま市 (旧 高田町)	H15～17	水産庁

3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

別表3

(4) 漁港の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
中島地区(特定)水産生産基盤整備事業	物揚場 L=270m 泊地浚渫 V=13,400m ³ 道路 L=4,787m 排水処理施設 一式 漁港施設用地 A=117,490m ²	柳川市 (旧 大和町) (中島漁港)	柳川市* ³ (旧 大和町)	H16~27	水産庁
若津地区漁村再生交付金	物揚場 L=40m 泊地浚渫 V=2,326m ³	大川市 (若津漁港)	大川市	H17~18	水産庁
柳川地区漁村再生交付金	航路浚渫 V=200,000m ³ 泊地浚渫 V=158,000m ³	柳川市 (旧 大和町) (久間田漁港) (両開漁港) (皿垣開漁港)	柳川市* ³ (旧 大和町)	(H17~21) H17~22	水産庁
新田地区漁村再生交付金	物揚場 L=91m 航路浚渫 V=3,000m ³	大川市 (新田漁港)	大川市	(H18~22) H18~21	水産庁
江浦地区漁村再生交付金	泊地浚渫 V=48,000m ³	みやま市 (旧 高田町) (江浦漁港)	みやま市* ⁸ (旧 高田町)	H18~23	水産庁
両開・皿垣開地区漁村再生交付金	航路浚渫 V=180,000m ³ 泊地浚渫 V=20,000m ³	柳川市 (両開漁港) (皿垣開漁港)	柳川市	H24~28	水産庁
柳川地区水産資源回復対策施設整備費補助金 (赤潮対策施設整備事業)	航路浚渫 V=40,000m ³ 泊地浚渫 V=5,000m ³	柳川市 (旧 大和町) (両開漁港) (皿垣開漁港)	柳川市* ³ (旧 大和町)	H23	水産庁
福岡県災害に強い漁港等整備事業	航路浚渫 V=36,000m ³ 泊地浚渫 V=4,000m ³	柳川市 (旧 大和町) (両開漁港) (皿垣開漁港)	柳川市* ³ (旧 大和町)	H23~24	県単事業
	老朽施設改良(棧橋) 一式	大川市 (上新田漁港)	大川市	H23~24	県単事業
福岡県本土地区 水産物供給基盤機能保全事業	航路浚渫 V=35,000m ³ 物揚場 8箇所 棧橋 2箇所	柳川市 (旧 柳川市) (沖端漁港)	福岡県	H24~R3	水産庁
大野島地区 漁港機能増進事業	老朽施設改良(棧橋) 一式	大川市 (大野島漁港)	大川市	H29	水産庁
江浦地区 水産物供給基盤機能保全事業	泊地浚渫 V=16,000m ³	みやま市 (江浦漁港)	みやま市	H29	水産庁
柳川2期地区 水産物供給基盤機能保全事業	航路浚渫 V=125,000m ³ 泊地浚渫 V=20,000m ³	柳川市 (両開漁港) (皿垣開漁港)	柳川市	H29~R3	水産庁
新田地区漁村再生交付金	船揚場の嵩上げ L=108m 棧橋の更新 1式	大川市 (新田漁港)	大川市	H30~R3	水産庁
中島地区 漁港機能増進事業	車止めの設置 1式	柳川市 (中島漁港)	柳川市	R2	水産庁

3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

別表3

(4) 漁港の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
福岡県本土地区 水産物供給基盤機能保全事業	航路浚渫 A=34,608m ² * 物揚場 1箇所	柳川市 (旧 柳川市) (沖端漁港)	福岡県	R4～R8	水産庁
柳川地区 水産物供給基盤機能保全事業	泊地浚渫 A=267,275m ² *	柳川市 (旧 大和町) (中島漁港)	柳川市 (旧 大和町)	R4	水産庁
みやま地区 水産物供給基盤機能保全事業	泊地浚渫 A=18,980m ² *	みやま市 (旧 高田町) (江浦漁港)	みやま市 (旧 高田町)	R4	水産庁
大川地区 水産物供給基盤機能保全事業	泊地浚渫 A=10,266.5m ² *	大川市 (大野島漁港)	大川市	R4～R5	水産庁
柳川2期地区 水産物供給基盤機能保全事業	航路浚渫 A=86,041m ² * 泊地浚渫 A=142,363m ² *	柳川市 (旧 柳川市) (久間田漁港) (両開漁港) (血垣開漁港)	柳川市 (旧 柳川市)	R4～R8	水産庁
両開地区 水産業競争力強化漁港機能増進事業	漁具置場 A=3,600m ²	柳川市 (両開漁港)	漁協	R4～R5	水産庁
久間田・沖端・中島地区 漁港施設改修事業	航路浚渫 V=2,070m ³ 泊地浚渫 V=500m ³	柳川市 (旧 柳川市) (久間田漁港) (沖端漁港) (旧 大和町) (中島漁港)	福岡県 柳川市 (旧 柳川市) (旧 大和町)	R5	県単事業
沖端地区 漁港施設改修事業	泊地浚渫 V=1,000m ³	柳川市 (旧 柳川市) (沖端漁港)	福岡県	R6	県単事業

* 事業概要に示した浚渫面積Aは航路及び泊地の全体面積を表している。
* 実施する浚渫面積は事業期間中に土砂の堆積状況を調査し決定するため、表記した面積とは異なる。

3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

別表3

(5) 森林の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
森林環境保全整備事業 等 (造林事業)	森林整備 35,442ha 246,714m	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	市町村 森林組合 森林所有者	H14～R8	林野庁
森林環境保全整備事業 等 (県営林道事業)	森林管理道 43,935 m	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	福岡県	H14～R8	林野庁
森林居住環境整備事業 等 (県営林道事業)	森林基幹道 30,840m	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	福岡県	H14～R8	林野庁
森林居住環境整備事業 等 (市町村営林道事業)	森林管理道 11,755m	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	市町村	H14～R8	林野庁
治山事業	荒廃山地の復旧等 822 箇所	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	福岡県	H14～R8	林野庁
保安林整備事業	改良・保育 451 箇所	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	福岡県	H14～R8	林野庁
漁場保全関連特定森林整備事業	荒廃山地の復旧等 52 箇所	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	福岡県	H14～R8	水産庁
	森林整備 4,296ha 6,000m	筑後川・矢部川流域市 町村及び筑紫野市、太 宰府市	市町村 森林組合 森林所有者	H14～R3	水産庁

4 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要		事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
		特例措置の適用				
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 有明海北部漁場	覆砂 17.4ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H14	水産庁
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 有明漁場	覆砂 10.5ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H14	水産庁
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 大牟田漁場	覆砂 10.2ha	○	大牟田市	福岡県	H14	水産庁
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 柳川中部漁場	覆砂 14.8ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H14	水産庁
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 大和北部漁場	覆砂 22.5ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H14	水産庁
有明海地区地域水産物供給基盤整備事業 大牟田中部漁場	覆砂 11.0ha	○	大牟田市	福岡県	H14	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川南部漁場	覆砂 15.0ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H15～16	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 高田南部漁場	覆砂 25.5ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H15～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大牟田南部漁場	覆砂 24.2ha	○	大牟田市	福岡県	H15～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 有明西南部漁場	覆砂 12.0ha	○	農水大臣管轄海区	福岡県	H15	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川北部漁場	覆砂 15.0ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H16	水産庁

4 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要		事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
		特例措置 の適用				
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大和北部漁場	覆砂 52.0ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H16～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大牟田東部漁場	覆砂 42.7ha	○	大牟田市	福岡県	H16～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川沖南部漁場	覆砂 17.5ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H16～17	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大和南部漁場	覆砂 71.7ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H17～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大牟田中部漁場	覆砂 86.8ha	○	大牟田市	福岡県	H16～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川北東部漁場	覆砂 36.5ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H17～18	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川西部漁場	覆砂 41.9ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H18～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川南東部漁場	覆砂 37.0ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H18～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川沖北部漁場	覆砂 59.0ha	○	大川市 柳川市(旧 柳川市)	福岡県	H18～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大和東部漁場	覆砂 96.3ha	○	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	福岡県	H18～22	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 柳川大川漁場	覆砂 3.3ha	×	大川市 柳川市(旧 柳川市)	柳川市*3 (旧 柳川市)	H16～18	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大和高田漁場	覆砂 3.6ha	×	柳川市(旧 大和町) みやま市(旧 高田町)	柳川市*3 (旧 大和町)	H16～17	水産庁
福岡有明地区漁場環境保全創造事業 大牟田漁場	覆砂 2.1ha	×	大牟田市	大牟田市	H16～17	水産庁
福岡有明海地区水産環境整備事業	覆砂 810ha	○	大川市 柳川市 みやま市 大牟田市	福岡県	H22～29	水産庁
福岡県有明地区水産環境整備事業	覆砂 549ha	○	大川市 柳川市 みやま市 大牟田市	福岡県	H30～R5	水産庁
福岡県有明地区水産環境整備事業	覆砂 310ha 堆積物除去 11ha	○	大川市 柳川市 みやま市 大牟田市	福岡県	R6～R10	水産庁

別表5

5 漁業関連施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間	所管省庁
水産業振興対策事業	共同利用施設整備 ノリ移送ポンプ ノリ検査ライン ノリ網用冷凍庫 河川ゴミ流出防止施設 棧橋 水産物加工施設	大川市	漁協他	H15～R8	県単事業
	共同利用施設整備 ノリ移送ポンプ ノリ検査ライン 河川ゴミ流出防止施設 漁場鋼管 漁船巻き揚げ施設 漁協再編施設 水産物加工施設 ノリ網用冷凍庫	柳川市(旧 柳川市)	漁協他	H15～R8	県単事業
	共同利用施設整備 ノリ移送ポンプ ノリ検査ライン ノリ網用冷凍庫 水産物荷捌施設 入札会場 水産物加工施設 高圧受電設備 監視カメラ 荷揚施設 海水給水施設 棧橋 河川ゴミ流出防止施設	柳川市(旧 大和町)	漁協他	H15～R8	県単事業
	共同利用施設整備 ノリ移送ポンプ 荷揚施設 河川ゴミ流出防止施設	みやま市(旧 高田町)	漁協他	H15～R8	県単事業
	共同利用施設整備 ノリ検査ライン ノリ網用冷凍庫 海水給水施設 鋼製足場 荷揚施設	大牟田市	漁協他	H15～R8	県単事業
強い水産業づくり交付金 経営構造改善目標	水産物加工処理施設	柳川市(旧 大和町)	漁協	H19～20	水産庁
	水産物加工処理施設	大川市	漁協	H21	水産庁
	水産物加工処理施設	大牟田市	漁協	H21	水産庁
水産資源回復対策施設整備費補助金 (赤潮対策施設整備事業)	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 大和町)	漁協	H23	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	大川市	漁協	H23	水産庁
水産業強化対策整備交付金 (産地水産業強化支援事業)	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 柳川市)	漁協	H23～24	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 大和町)	漁協	H25	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	大牟田市	漁協	H25	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 大和町)	漁協	H27～28	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	大牟田市	漁協	H27～28	水産庁
浜の活力再生交付金 (水産業強化支援事業)	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 大和町、中島地区)	漁協	H29	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 大和町、有明地区)	漁協	H29	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市(旧 柳川市)	漁協	H30	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	大牟田市	漁協	H30	水産庁
	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市 (旧 柳川市 沖端地区)	漁協	R1	水産庁
	ノリ共同荷さばき施設	柳川市 (旧 大和町 大和地区)	漁協	R6～7	水産庁
水産業競争力強化緊急施設整備事業	大型ノリ自動乾燥機およびその設置に必要な上屋	柳川市 (旧 柳川市 沖端地区)	漁協	R3	水産庁